

議案第53号

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例

白岡市印鑑条例（平成2年白岡町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を用いて、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第6条第2項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法

(2) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織と電気通信回線で接続された電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、次のとおり印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1) 第1項の規定による申請 印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請

書を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付する。

(2) 前項第1号の規定による申請 電子情報処理組織への入力事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、申請が適正であることを確認の上、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送等によって印鑑登録証明書を交付する。

(3) 前項第2号の規定による申請 多機能端末機への入力事項が適正であることを確認の上、多機能端末機から印鑑登録証明書を交付する。

第16条第2項中「第13条第3項」を「第13条第3項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

令和4年8月25日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を交付する自動交付サービスの導入に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。